

## 価格安定課 NEWS

### BSE関連の特別措置の実施について

#### 1. 子牛生産拡大奨励事業

BSEの発生による子牛価格の低下に対応し、肉専用種繁殖経営に対し、奨励金を交付し、もって肉用牛繁殖基盤の維持・拡大を図る。

##### ○ 特例の具体的内容

規模拡大者、維持者又は縮小者に関係なく、特例として拡大者の奨励金単価を適用します。

##### ○ 事業の仕組み

子牛価格が発動基準を下回った場合に、肉専用種繁殖経営に対して、販売又は自家保留された子牛1頭当たり次の奨励金を交付します。

(黒毛和種の場合)

発動基準(四半期平均売買価格)	奨励金単価
35万円を下回った場合	10千円
34万円を下回った場合	20千円
33万円を下回った場合	30千円
32万円を下回った場合	40千円
31万円を下回った場合	46千円

(注) 褐毛和種、その他肉専用種にも助成金交付あり。



##### ○ 特別措置の期間

平成13年度第3～第4四半期まで(14年3月末)

##### ○ 助成元 農畜産業振興事業団

#### 2. 肉用牛肥育経営安定対策事業

BSEの発生による枝肉価格の低落から、肥育牛経営の収益性は悪化し、物財費すら賄えない状況にあり、今後予想される高額な補てん額に対応できる補てん財源を造成するため、保険設計の変更を行います。

##### ○ 対策の内容

現行の1頭当たり造成額は、過去6年間の経営実態に基づき試算し、今年4月に国の承認を得て決定しました。

しかし、今回のBSEの発生より、今後継続的に高額補てんの発生が想定されることから、フル発動(補てん金の削減をしない満額補てん)が出来る補てん財源を造成することとします。

これにともない、生産者の積立金も増加しますが、積立額の3倍額を国から補助金として受入れられることから、生産者は大きな保証を得ることとなります。

なお、業務対象年間終了時(平成16年3月)において、造成した補てん財源(生産者積立金部分)に残余を生じた場合は、肥育牛個体登録頭数に応じて全額を生産者に返還することになっております。

##### \* 品種ごとの1頭当たり造成額

(単位:円/頭)

品種区分	変更後(新)	現 行	引上げ額
肉専用種	72,600 (18,150)	44,000 (11,000)	28,600 (7,150)
交雑種	34,100 (8,525)	20,000 (5,000)	14,100 (3,525)
乳用種	28,300 (7,075)	16,000 (4,000)	12,300 (3,075)

(注) 1. ( )内は、生産者積立金額、造成額全体の1/4額  
2. 残りの3/4額は、中央畜産会より補助金受入れ

##### ○ 保険設計変更の適用時期

平成13年度第3四半期～

今業務対象年間で(16年3月末を予定)

##### ○ 助成元 社団法人中央畜産会

### 3. 畜産経営安定等緊急対策事業の発動について

#### ○ 発動の内容

#### 1 肉専用種繁殖経営対策事業

BSEの発生により子牛市場における肉専用種の子牛取引価格が急落していることから、肉専用種の繁殖経営の安定を図ることを目的として、上越・高千市場の子牛取引価格が発動基準価格の35万円を下回ったときに、当該市場に上場し取引が成立した全ての子牛に対して、取引価格の下落水準に応じた助成金を交付します。

#### 2 牛飼養農家の出荷繰延べに係る飼料費助成対策事業

BSEの発生により肥育牛等の出荷繰延べが発生していることから、牛飼養農家の負担軽減を図ることを目的として飼養費の一部を助成します。

#### 3 牛肉販売促進対策事業

BSEの発生により牛肉の需要低迷から来る牛枝肉価格の急落により肉用牛経営は多大な影響を受けていることから、消費者への牛肉の安全性に関する広報活動及び販売促進活動を積極的に行う必要があり、これに対して全農県本部が行う新聞広告、チラシの作成及び配布等に要する経費に対して助成します。

#### ○ 対象期間

平成13年10月1日～14年3月末日

(肉専用種繁殖経営対策事業は9月10日より)

#### ○ 事業実施主体

全農県本部、県酪連

#### ○ 事業費見込額

20,000千円

(畜産経営安定基金を取崩しする。)

## 価格安定課からのお知らせ

### 1. 肥育豚価格差補てん金交付事業に係る県補助金の増額が決定しました。

平成13年度の契約1頭当たり積立金は540円で、うち県補助金89円を受けることでスタートしましたが、県畜産課から多大なご尽力をいただき、9月補正予算で補助金額の増額が認められ、13年度当初(4月)より46円増額の135円助成されることが決定しました。

については、生産者の負担は4月に遡って軽減されることになり、過納額は第4四半期分の徴収時に調整します。

### 2. 補てん金等交付状況について

平成13年4月～10月の間における、子牛補給金制度をはじめとする価格安定事業等の補てん金交付状況は次の表のとおりです。

今年度の10月までの特徴は、肥育豚の価格が比較的堅調に推移したことにより、同月までの補てんが全くない反面、鶏卵の価格が軟調に推移しており4月～10月まで連続して補てん金を交付しております。

今後の見通しとしては、BSE発生の影響から肉用子牛価格が低落しており、子牛補給金制度では乳用種に加え交雑種の補てんも必至の情勢にあり、黒毛和種の繁殖経営が該当する子牛生産拡大奨励事業の発動も確定的な状況です。

また、肉用牛肥育経営安定対策事業(マル緊事業)においても、第3四半期以降は全品種とも高額補てんの状況にあります。

#### ○ 補てん金等交付状況

(単位：円)

事業名	交付金額
肉用子牛生産者補給金制度	47,550,600
鶏卵価格安定事業	20,813,760
肥育牛長期平均払(12年度終了)	7,692,570
肉用牛肥育経営安定(マル緊事業)	10,572,200
肥育豚価格差補てん金事業	0
合計	86,629,130